

長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

制 定	平成 12 年 2 月 25 日
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日
一部改正	平成 20 年 2 月 20 日
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 3 年 7 月 26 日
一部改正	令和 4 年 6 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する施行規則（平成 11 年農林水産省令第 69 号。以下「規則」という。）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(申請者の資格)

第 2 条 導入計画の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、長野県内で農業を営む農業者（農業生産法人を含む。）であり、かつ、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農作物の作付面積が、当該作物と同じ種類の農作物の合計作付全面積のおおむね 5 割以上を占める者であること。

(導入計画の申請)

第 3 条 申請者は、持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）及び導入計画（様式第 2 号）を、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する地域振興局長に提出する。

(導入計画の認定)

第 4 条 地域振興局長は、申請のあった導入計画が、規則第 4 条に定める導入計画の認定基準に適合しており、かつ、長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に照らして、適切なものであると認められるときは、導入計画を認定し、持続性の高い農業生産方式の導入計画認定書（様式第 3 号）（以下「認定書」という。）を申請者に交付する。

なお、認定しない場合は、不認定通知書を交付する。

- 2 地域振興局長は、導入計画を認定したときは、エコファーマー認定者登録表（様式第6号）を作成し、農政部長へ報告する。
- 3 地域振興局長は、導入計画の認定結果について、関係する市町村長、農業協同組合長等へ通知する。
- 4 導入計画の認定期間は、認定書の交付日から5年後の年度末までとする。

（導入計画の変更）

- 第5条 導入計画の認定を受けた農業者は、「生産方式導入作物名」「農地の所在地」「生産方式を構成する技術」「機械・施設整備計画」「資金調達計画」の変更を行おうとする場合に、持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定申請書（様式第4号）を作成し認定を受けなければならない。
- 2 導入計画の変更認定に係る手続きは、第4条に準ずる。

（導入計画の取り消し）

- 第6条 地域振興局長は、導入計画の認定を受けた農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、その認定を取り消すことができる。
- 2 地域振興局長は、導入計画の認定を取り消したときは、農政部長へ報告する。
 - 3 地域振興局長は、導入計画の認定を取り消したときは、当該農業者へ通知するとともに、第4条第3項の関係者にその旨を通知する。

（報告徴収）

- 第7条 地域振興局長は、導入計画の認定を受けた農業者に対して、必要に応じて持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができる。

（認定書の再交付）

- 第8条 導入計画の認定を受けた農業者が、認定書を滅失し、又は汚損したときは、認定書の再交付を申請することができる。
- 2 認定書の再交付を受ける場合は、持続性の高い農業生産方式の導入計画認定書再交付申請書（様式第7号）（以下「再交付申請書」という。）を地域振興局長に提出する。
 - 3 地域振興局長は、認定書を認定時における交付日より、申請者に再交付する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成12年2月25日から施行する。

この要領は、平成19年3月30日から施行する。

この要領は、平成20年2月20日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

この要領は、令和4年6月21日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

認定農業者：該 当（ 年 月 日認定）
非該当

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画の認定を申請します。

本票による個人情報の収集目的は下記の通りです。

記

○「持続性の高い農業生産方式の導入計画」の認定事務のため

- ・「認定農業者」の欄は「該当」又は「非該当」のいずれかに○印をすること
（「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により市町村長の認定を受けた者をいいます。）

様式第2号（第3条第1項関係）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

（目標： 年度）

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		生産方式導入 農地の所在地	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年 (年)	
生産 方式 導入 作物			導入					
			a	a	a	a	a	
				全体				
				a	a	a	a	a
				導入				
				a	a	a	a	a
			全体					
			a	a	a	a	a	
			導入					
			a	a	a	a	a	
			全体					
			a	a	a	a	a	
小計		—						
			ア					
その他作物		—	イ					
合計		—	ア+イ					

注1 目標年は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収 量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術	現状 t/10a kgN/10a 目標 t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	現状 kgN/10a
	目標		目標 kgN/10a
	kg/10a	化学農薬低減技術	現状 回
			目標 回
	現状	有機質資材施用技術	現状 t/10a kgN/10a 目標 t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	現状 kgN/10a
	目標		目標 kgN/10a
	kg/10a	化学農薬低減技術	現状 回
			目標 回
	現状	有機質資材施用技術	現状 t/10a kgN/10a 目標 t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	現状 kgN/10a
	目標		目標 kgN/10a
	kg/10a	化学農薬低減技術	現状 回
			目標 回

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。

① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量

② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量

③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現状		t	t	
目標				

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称(例:牛ふんおがずたい肥)を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台 数	種類・能力	台 数	実 施 時 期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称(例:トラクター)及びその能力の程度(馬力、植付け条数等)を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
		千円			
合 計					

注1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金(資金名を併記)その他の区分を記入すること。
制度資金は、別途申請のこと。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件」には、償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

注 土壌の性質を改善するための具体的内容、実施方法等を記入すること。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図(各ほ場で栽培する作物名が分かるもの)
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

様式第3号（第4条第1項関係）

長野県〇〇地域振興局指令

番 号

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のありました、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定に基づき認定します。

年 月 日

長野県知事

印

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 持続性の高い農業生産方式の内容

作物名	栽培面積	導入する生産方式の内容

様式第4号（第5条第1項関係）

年 月 日

地域振興局長 様

住 所

氏 名

電話番号

認定農業者：該 当（ 年 月 日認定）
非該当

持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定申請書

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第1項の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画の認定を申請します。

本票による個人情報の収集目的は下記の通りです。

記

○「持続性の高い農業生産方式の導入計画」の認定事務のため

- ・「認定農業者」の欄は「該当」又は「非該当」のいずれかに○印をすること
（「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により市町村長の認定を受けた者をいいます。）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

地域振興局長 様

住所
氏名

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

年 月 日付け認定番号 第 号で認定を受けた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画において、年 月 日から年 月 日までの実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 農業経営の概況

	水 田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

2 作物別の生産方式導入面積

作物名	生産方式導入農地の所在地	面積
		実施状況 a
		目標年 (年) a

(注) 生産方式導入作物が複数ある場合は、欄を増やすこと。

3 導入した生産方式の内容

作物名	収 量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状 ()年目 kg/10a	有機質資材施用技術	現状 t/10a kgN/10a
	目標 ()年目 kg/10a	化学肥料低減技術	目標 t/10a kgN/10a
		化学農薬低減技術	現状 kgN/10a 目標 kgN/10a
			現状 回 目標 回

(注) 生産方式導入作物が複数ある場合は、欄を増やすこと。

様式第7号（第8条第2項関係）

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定書再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
氏 名

下記の認定書を滅失（汚損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定書の交付日 年 月 日
- 3 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日